

サイバーデモクラシーから考える在外国民の選挙権

井出 明
近畿大学

最高裁判所は、去る平成17年9月14日に、現行の公職選挙法において、在外国民が衆議院小選挙区および参議院選挙区の選挙において投票出来ない現状を憲法違反であると判断した。最高裁は判決の中で、“通信手段が発達している以上、海外にいても選挙情報は入手可能である”という理由により、在外邦人の選挙権行使の制限を違憲であるとしている。本判決は、最高裁が歴史上初めて情報通信に言及した違憲判決であり、大きな注目を集めている。そこで本稿では、情報通信技術の観点から最高裁判決を検討したのち、どのような政治情報をどのように伝えればよいのかという点について考える。その上で、ITと民主主義の関係性についての考察を試みたい。

The Vote of the Japanese Citizens Abroad in terms of Cyber-Democracy

Akira Ide
Kinki University

The Japanese Supreme Court judged, on Sept. 14th 2005, the current Public Offices Election Law, which excludes the Japanese citizens abroad from voting in a Lower House Election about single-seat constituencies and an Upper House Election about a local constituency, was violating the Constitution. According to the Supreme Court, the current restriction on Japanese citizens abroad is unconstitutional in view of the current development of the ICT, which enables citizens abroad to obtain accurate information about public election. In this paper, this specific judgment of the Supreme Court will be examined in terms of the current discussions about ICT, focusing on the issues of “appropriateness” of political information and the means for its transmission. This examination is expected to lead to the consideration about the relationship between the ICT and democracy.

はじめに

本稿は、最高裁判所が平成17年9月14日に出した違憲判決を手がかりに、情報通信技術と参政権、ひいては民主主義との関係を考察することを試みる。まず、1. と2. において、在外国民（一般には“在外邦人”という呼称が知られているが、判決文にしたがって“在外国民”と統一することにする）の、衆議院小選挙区と参議院選挙区における選挙権の制限が憲法違反であるという最高裁の論理をはじめに確認し、続いて3. でその問題点を検証する。さらに4. では最高裁判決を受けた後の具体的対応策について技術と法制度の観点から考え、最終章の5. では情報通信技術と民主主義の高次の連関性についてまとめを行いたい。

1. 本事件の鳥瞰

1. 1. 事件の概要と経過

原告らは、国外に住所を有するいわゆる在外国民であり、平成10年の公職選挙法の改正以前はあらゆる国政選挙において、また改正以降は衆議院

小選挙区選挙と参議院選挙区選挙において、投票をする機会を有していなかった。この公職選挙法の規定に対して原告らは、海外に居住しているという理由で選挙権行使の機会を奪うことは、憲法14条1項（平等権）、15条1項・3項（公務員の選定罷免権・普通選挙制の保障）、43条（全国民の代表）、44条（選挙における差別の禁止）および国連人権規約B規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）にも反すると主張するとともに、立法府は本来公職選挙法を改正し、在外国民の投票を保障すべきであったのに、怠慢によって選挙権行使の機会を奪ってしまっているとして国を相手どって訴訟を起こした。

第一審判決は、そもそも本請求が法律上の争訟ではないとし、仮に、本判決が法律上の争訟にあたるとしても、国会は広範な立法裁量権を有し、どのような選挙制度を採用するかは国会の判断にゆだねられているとした。また、国会の立法行為については、昭和60年11月21日判決¹⁾を引用し、「憲法の文言に一義的に反しているなどの容易に想定しがたい例外的な場合を除き」国家賠償の対象にならないと判示した（東京地裁平成11年10月

28日判決)。第二審についても、ほぼ同様の判決が出され、控訴人(原告)らは、最高裁に上告することとなった(東京高裁平成12年11月8日判決)。

1. 2. 最高裁判決の概要

最高裁判決では、1審・2審の判決が覆り、原告らが次回の衆議院議員選挙の小選挙区選挙と参議院議員選挙の選挙区選挙において、在外選挙人名簿に登録されていることにもとづいて投票が出来る地位にあることが確認されるとともに、原告一人あたり5000円の賠償請求までが認容された。(最大判平成17年9月14日判決)

最高裁判所は本判決の理由として、わが憲法は国民に対して投票をする機会を平等に保障しており、その権利の行使を制限することは原則として許されず、権利の行使を制限する場合は、“やむを得ない事由”がなければならないと述べている。そして、この“やむを得ない事由”については、そのような制限をすること無しには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不可能ないし著しく困難であると認められる場合でない限り、やむを得ない事由であるとはいえないとしている。このような事由無しに選挙権行使の制限をすることは先述の憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条但し書きに違反すると言わざるを得ないと述べ、またこのことは、国が国民の選挙権の行使を可能にするための所要の措置を執らないという不作為によって国民が選挙権を行使することが出来ない場合についても同様であるとしている。在外国民についても同様であり、国は選挙権の行使を現実的に可能にするために所要の措置を執る責務があって、選挙の公正を確保しつつそのような措置を執ることが事実上不可能ないし著しく困難であると認められる場合に限り、当該措置を執らないことについて上記のやむを得ない事由があると言うべきであるとまとめている。

2. 最高裁判決のポイント

先述の通り、国は、元々在外国民の選挙権行使について非常に冷淡であり、昭和59年に在外国民の選挙権行使に関する公職選挙法改正の法律案が国会に提出されたが、その後実質的な審議が行われずに昭和61年に廃案となった。その後、平成10年に(比例代表選挙のみではあるが)在外国民の選挙権の行使を認めるまでの間、具体的な方策は何もとってこなかったと言って良い。この間、国が無策であったことについて、在外投票においては公正な選挙や情報の適正な伝達について解決されるべき問題がある可能性を最高裁判所も認めているが、国会が10年以上この問題を放置していた怠慢は厳しく指弾されている。

平成10年の公職選挙法改正においては、比例代表の投票については在外国民の投票が認められるに至った。政府は、候補者個人に関する情報を在外国民に適切に伝達するのが困難である状況に鑑

み、候補者個人の名前を有権者に自署させる衆議院の小選挙区や参議院の選挙区選挙に関して、在外国民が投票を行うにあたっては検討を要する問題があるとしたが、この見解に最高裁判所は一定の理解を示している。しかし、平成10年改正後も在外投票は繰り返し行われており、通信手段が地球規模でめざましい進展を遂げていることなどによれば、在外国民に候補者個人に関する情報を伝達することが著しく困難であるとは言えないとし、在外国民が衆議院小選挙区選挙と参議院選挙区選挙において投票する地位にあることを、今回の判決で最高裁判所は正面から認めたのである。

3. 最高裁判決に対する情報通信の視点からの検討

情報学に関連する者達にとって、本判決は大きな意義を持つ。最高裁判所が自身の違憲判決の仲で情報通信技術に言及したことは今回が初めてである。また、情報通信技術の発達、民主主義の進展に大きな役割を果たすことを示したことも意義深い⁽¹⁾。

しかしながら、最高裁判決が十分には言及していない論点もある。本章では、情報通信に関して、最高裁が検討していない問題点について検討してみたい。

3. 1. デジタルディバイド

その最大の問題はいわゆるデジタルディバイドである。最高裁は判決文中で情報通信手段が地球規模で拡大している点に言及し、海外に済んでいる国民に対する情報伝達に困難がないと言明しているがそれは真実であろうか。

そもそも海外に居住する有権者は潜在的には66万人程度と推計され²⁾、そのうち在外選挙人名簿に登録されている約75000人が選挙権を持っており³⁾、2001年7月の参議院通常選挙には22000人が投票している。有権者登録された75000人の居住地域の内訳は不明であるが、先述の66万人はいつでも有権者登録出来るので、この66万人が居住する地域について見ていきたい。

海外に居住する日本人の数自体は177万人と推定されており、そのうち長期滞在者と永住者は96万人と計算されている。この96万人の居住地域であるが、北米が約40%でアジアが約24%(そのうち中国が4割強を占める)、西ヨーロッパが17%弱といったところで、ここまでは在外邦人のおよそ8割をカウントしたことになる。太平洋州のオーストラリア・ニュージーランド及び南米のブラジルの長期滞在者と永住者は、それぞれ約45000人・約12000人・約7万人となるため、絶望的なデジタルディバイド下位国に居住する邦人の数はそれほど多くない⁴⁾。換言すれば、在外邦人の多くは、情報環境の良い地域に集中して居住していると言える。問題は、この現状を最高裁判決との間でどう考え

るべきかという点である。国内居住者の選挙権は、参政権という権利の本質からして平等に保障されるべきであるし、実際、国内では、時間的な差異はあるにせよ、ほぼ全ての情報に国民全員が平等にアクセス出来る状況にあると言って良い。東京の有権者も離島の有権者もほぼ同じコンテンツを利用し、投票行動の基礎にしているのである。翻って、海外居住者について考えてみると、北米や西欧などのいわゆる先進国に住んでいる在外国民については、日本国内に住む有権者と比べても、質にせよ量にせよ得られる情報に差はないと考えて良いだろう。雑誌の入手が遅れるだけで、新聞については衛星版が当日中に入手可能であるし、放送についてもNHKの衛星放送を視聴可能である。これまで投票が認められていなかった衆議院小選挙区選挙の候補者及び参議院選挙区選挙の候補者についてもインターネットによって知ることが出来るので、最高裁判決は自然な流れの判決と言えるかもしれない。しかし、海外有権者のたった0.6%にすぎなくとも、デジタルディバイド下位国に住むいわゆる日本国民は6000人以上おり、そのうちの何割かは確実にインターネットにアクセス出来ない⁵⁾。比例代表の政党別投票であれば、それほど多くの情報量が無くとも投票行動に問題は出ないかもしれないが、日本におけるローカルメディアが無い状態で、インターネットにアクセス出来ない有権者が、いったいどのようにして衆議院小選挙区や参議院選挙区における候補者を選ぶことが出来るであろうか。

最高裁の今回の判決は、海外の居住者間に生じているデジタルディバイドを完全に無視しており、海外の居住者達も日本国内同様、情報のユニバーサルサービスが受けられていることを前提としている。情報の不平等がある状態で選挙を行うことは、民主主義の原理から考えると大きな問題があり、この論点について最高裁は答えるべきであったが、言及がないのは残念である⁶⁾ (2)。

3. 2. 情報フィルタリング

途上国においては、独裁国家が多く、政治的な言論の自由が確立されていない社会でのインターネットの利用は日本におけるそれと根本的に異なる。徹底的な価値相対主義をとる日本国憲法の下では、他者の人権と衝突しない限り、政治的意見表明については自由が保障される。しかし、中国が典型的にそうであるように、政治的意見表明が自由に出来ない国においては、インターネット上の情報も当局によってフィルタリングされている⁷⁾。在外国民の衆議院小選挙区選挙および参議院選挙区選挙での投票が開始されるにあたって、ある国家にとって好ましくない候補者に関する情報がフィルタリングされて海外の有権者に入っていない可能性は否定出来ない。インターネットはサーバー段階でのいわゆる電子的な“検閲”を簡単におこなえる仕組みであるため、検閲を禁止した日本

国憲法の下で作られた選挙システムが海外でもそのまま使えるとは言い切れない側面がある。

さらに、独裁国家では個人のインターネットの利用がいわば“盗聴”される可能性も否定出来ない。ある特定の候補者の情報を調べていたり、BBSや電子メールで候補者に関する話をした場合、アナログ社会よりも遙かに簡単に当該国家に関する敵性度を判別出来るのである。

最高裁判決では、情報通信技術の発達で世界中に情報が自由にかつ安全に届けられると考えている節があるが、情報通信技術の発達はこれまでの媒体以上にバイアスの発生や盗聴の可能性のあることに留意しなければならない。

4. 最高裁判決後の制度設計

4. 1. 公職選挙法の改正

今回の最高裁判所によって出された判決を受けて、政府は今、急いで公職選挙法の改正作業を行っている。最高裁判決に問題があらうと、判決結果は尊重され、判決にしたがった制度設計がなされる。最高裁判決の下、どのような改正がなされるべきであろうか。

海外に住む有権者が、衆議院小選挙区選挙と参議院選挙区選挙における候補者を選ぶ手段はインターネットがもっとも現実的なオプションであろう⁽³⁾。現在も政治家のホームページは多く開設されており、我々有権者は投票の際にそれを参考にすることが出来る。ただし、現行の公職選挙法は、公示日以降のホームページの更新を禁止している。ホームページが不特定多数の人に閲覧されるものであるため、公職選挙法上文書図画の無制限配布に該当すると考えられるからである⁽⁴⁾。

しかし、今回の判決を鑑みると、選挙の公示後にホームページが更改出来ない状況は海外有権者にとって大きな不利益となる。小選挙区の候補者は、日本においてはいわばドブ板的に日常の政治活動で有権者と触れあうことが出来るが、在外国民とはリアルでの接点が全くない。在外国民の側にしても、インターネットでしか自己の選挙区の候補者について知ることが出来ないものの、現状のように公示日以降のホームページの更新が禁止されている現状においては、公示日間際や公示日以降に新たに出現した政治争点に関し、候補者の政策や心情を聞く機会を全く逸してしまうことになる。したがって、インターネットを用いた選挙運動（＝より具体的にいえば、公示日以降の更新）を自由に認めなければ、在外国民の選挙権は事実上制限されているに等しいことになってしまうのである。

4. 2. 行政機関によるコンテンツ設計

前節では、公職選挙法の改正が望まれる点に言及したが、いわゆる選挙運動の規制緩和だけで在外国民が適切に候補者情報を受け取り、民主的選

挙が実現されうるのだろうか。この点につき、在外国民の衆議院小選挙区と参議院選挙区における投票を認める場合、インターネットを用いた選挙公報を許容するだけでは、投票の際に参考とする情報としては、はなはだ不十分であると言えよう。なぜなら国内にいる場合、我々の投票行動の基礎にあるのは、選挙管理委員会が用意する選挙公報ではなく、メディアの報道だからである。

リアルの世界では、日本にいる場合、次段落で示すようにいわゆる泡沫新聞が禁止され、ある程度信頼のあるメディアでしか候補者の状況は報道されない。ところがインターネットの場合、誰もが自由に情報を発信出来るようになってきているため、リアルの世界で存在するような泡沫新聞の禁止の規定は実効性を持たない。換言すれば、候補者に関する玉石混合の情報がネット上には雑多に転がっているのである。海外に居住する予備知識の少ない有権者が、ネット上の情報の断片から適切に情報を取捨選択していくことは事実上不可能であろう。とすれば、政府の側で整理されたリンク集や公式サイトのリンク集を用意し、海外法人に対して信頼の置けるサイトを提示する等のより積極的な情報施策に関わっても良いと考える。高度情報化社会においては、情報の洪水に押し流される結果、価値のない情報に振り回されることもままある。その中で、政府が目的の情報へのアクセスを助けることは、表現の自由を享受しようとする受け手の立場から考えた場合、大変重要な役割と言える。

現行の公職選挙法においては、紙媒体について148条3項1号で発行要件が厳しく決められている。具体的には、

イ 新聞紙にあつては毎月三回以上、雑誌にあつては毎月一回以上、号を逐つて定期的に有償頒布するものであること。

ロ 第三種郵便物の承認のあるものであること。

ハ 当該選挙の選挙期日の公示又は告示の日前一年（時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙にあつては、六月）以来、イ及びロに該当し、引き続き発行するものであることの要件が必要とされる。

インターネットにおいては、発行禁止の措置をとることが事実上難しいため、“良い情報”へのアクセスを確保することで、不良情報を間接的に遮断するという効果を期待したい。問題なのは、何が“良い情報”であるか確定出来ないことであるが、地元密着のテレビ局や地元紙については、全国紙に比べて候補者個人の動向をより多く伝えていといえるので、地元メディアの発信情報をインターネットで在外国民に伝えるための枠組みと、政府がコミット出来る範囲を法定する必要がある。この法定作業は、ある意味で検閲に近い作業となるため、かなり厳密な基準に基づいて行われることが要求されるので、有識者らによる早期の対応が望まれる。

4. 3. 民間ベースのコンテンツ設計

インターネットが出現する以前の社会では、有権者個人を横に結びつける仕組みが存在しなかった。そのころはマスメディアが徹底的に大きな役割を果たしてきたが、インターネットの出現によって、構造の変化が生じてきている。インターネットによって、市民達は横の連携をはじめ、いわば草の根的に政治活動を行うことが可能になってきた。本訴訟の原告の一人として中心的な役割を果たした北岡和義氏はインターネットが今回の訴訟において決定的な役割を果たしことを認めている⁸⁾。

では、NPOなどが海外に居住する有権者向けに、インターネット等を通じて次々と候補者に関する論評を発表していくことが、民主主義の熟成に貢献するのであるか。この論点については軽々に論ずることは出来ないが、日本よりも遙かにインターネットが選挙活動に根付いている韓国の例を考えた場合、必ずしも市民による情報発信を手放しでは喜べない。

韓国では2000年の国会議員選挙において、インターネットを通じた大規模な市民運動（いわゆる「落選運動」）が展開され、保守系の候補者が大量落選した。この事案は政党の公認問題を発端としているが、市民運動による選挙活動が大きな力を持つことを示したものである。しかし、市民団体の「落選」の基準は曖昧であり、後に実際の落選議員との訴訟問題に発展し、市民団体側が敗訴した案件もある。また、韓国の憲法裁判所は落選運動自体が民主的過程をゆがめる危険性を示唆しており、この運動は今やかなり縮小している⁹⁾。インターネットを通じた市民的政治参加が必ずしも良い面だけに現れない好例であるが、この事案をふまえて海外居住者に対してNPOがなすべき情報面の役割を考えてみたい。

それは、とりもなおさず、情報の経路を整備することであろう。つまり、信頼の置けるリンク集はNPOにも期待したい役割なのである。現行の公職選挙法上合法的なサイトで、行政機関（＝選挙管理委員会）がピックアップ出来ない候補者に関する記述を持ったサイトはかなり存在するであろう。それを埋めるのはNPOなどの民間部門である。政府は、リンク集策定のガイドラインを示し、公職選挙法の趣旨をふまえて違法行為となるサイトの作成に関しては十分にアドバイスをしておく必要がある。換言すれば、在外国民の投票においてNPOに求められるのは、情報や意見の発信そのものではなく、世界に散在する候補者に関する情報の体系化である。

4. 4. 情報公開と民主主義

情報公開は民主主義の実現に関して決定的な意義を持つ。しかし、日本ではアメリカと異なり、情報通信技術との関係で民主主義が語られること

はなかった。情報公開制度は、元来政府の腐敗をチェックするための制度であるが、この制度を通じて、議員の活動を調査することも可能である。アメリカでは、情報公開制度は情報通信技術と高度に結びつき、行政機関に対して電子メディアによる情報提供を求めることが可能であるが、現在の日本の法制度では未だそこまでは達していない。今回の最高裁判決を受けて、情報公開法を整備することが求められていると言えよう。具体的には、在外国民の情報公開請求については、情報通信技術を駆使して、電子媒体での情報公開を可能にしていくように法制度を設計し直すべきであると考えている¹⁰⁾。

4. 5. インターネット以外のアクセスの保障

3. 2. で見たようにフィルタリングの危険性が拭いきれず、また途上国においては通信環境が十分ではないという状況を勘案すれば、候補者情報に関する最低限のアクセスはインターネット以外の手段によっても保障されていなければならない。具体的には、選挙公報程度の必要最小限の情報については、FAXなどによって取り出せるようにしておく必要があろう。

5. ITと民主主義 まとめて代えて

ここまで、本年9月14日に出された最高裁の違憲判決に関し、情報通信の観点から検討を加えてきたが、ここではより本質的に情報通信技術と民主主義の関係についてエンジニアや社会情報学者がどのような態度で接するべきかという点について私見を述べてみたい。

表現の自由は民主制にとって欠くことの出来ない前提であるが、インターネットにおける自由な表現活動が、そのまま民主制に貢献するかは、単純的には議論出来ない。これは、先述の韓国における落選運動の例だけでなく、全世界的にインターネットが本質的に抱えるメディアとしての限界である。インターネットはテレビと異なり能動的に情報を捕まえに行くメディアであるため、ネットで収集された情報は、自分好みの情報に隔たってしまう可能性が高い。その結果、インターネットによって適切に政治的判断が出来るとは言い難い状況もあり得る¹¹⁾。日本に居住し、インターネットで選挙情報を得る場合は、インターネットは多くのメディアの一つであるが、海外居住者にとってのインターネットは選挙情報に触れるための唯一のメディアになる場合もある。

今回の最高裁判所の判決は、情報通信技術が発達しているので、在外国民の選挙権をより広く認めても良いと述べているが、情報通信技術の内実についてことさらに深く分析した形跡がない。情報通信技術に近いところに身を置く者達は、民主主義システムが何を情報通信技術に求めているのかを把握するとともに、情報通信技術によって民主主義がどのように進化していくのかという点に

についても同時に検討していくべきであろう。この検討の帰結は、次世代の電子政府を考える上で、有益な示唆を与えると考えている。

我々は、インターネットが民主制に与える影響について、マイナス面を強調してとらえるべきではない。表現の自由を実現するメディアであるインターネットは、今や表現の自由を保障しない中国のような国家にまで広く浸透している。中国をはじめとする政治的独裁国家にインターネットが普及することは、民主化の基盤が作られていっているという意味も見いだせる。民主化は国際対立を緩和させ、地域の安定化に貢献する。その意味で、高度情報化社会のなかでの最善の民主主義システムについて考えることと同時に、民主主義のための情報システムを我々日本が考えることは、世界の安定にとって大きな意義を有している。

脚注

(1) 今回の判決は、電子政府の本質的意義を考える上でも重要である。日本では長い間、電子政府と言えば、行政のペーパーレス化ぐらいにしかとらえられて来なかったくらいがある。情報通信技術の核心部分は、時間と空間を超えて情報を共有することにある以上、表現の自由の本質的意義である民主政治の実現に電子政府は貢献することになる。

(2) 最高裁判決が、少数の実質的不平等が出て、より多くの有権者の投票の機会を保障すべきであると考えたのか、それともデジタルディバイドの問題を全く検討していなかったのかは不明であるが、実際問題としては、デジタルディバイド下位国に住む有権者の投票行動は、小選挙区における現実の当落に殆ど影響を与えない。アフリカ在住の邦人は全海外在住日本人の0.6%ぐらいしかおらず、300ある小選挙区の中で特定の選挙区に集中して有権者が発生することも考えにくい為、小選挙区の候補者の当落に現実的影響を与える可能性は少ない。

(3) 元来、自民党政権がITを用いた選挙運動に対して冷淡であったのは支持層が高齢者であったことによる¹²⁾。自民党の選挙戦略としては、民主党支持層の若者の投票率を相対的に下げることで、小選挙区での比較優位を狙っていた¹³⁾。しかし、今回の選挙で若者のいわば浮動票を大量に取り込んだ自民党は、ITによる選挙運動を認める公職選挙法の改正を検討しつつある¹⁴⁾。

(4) 文書図画の無限定配布の制限規定は元々、選挙資金に乏しい新人候補者が、現職候補にアヘッドをつけられないために策定された規定である¹⁵⁾。従って、情報発信に事実上無視出来るコスト出しかないインターネットを用いた文書の掲示は、この規定の立法趣旨から考える限り許容されて然るべきであろう。

参考文献

- 1) 民集39巻7号1512頁
- 2) 外務省編 『外交青書 平成14年版』財務省印刷局 pp199~pp202 (2002年6月)
- 3) 外務省編 『外交青書 平成16年版』ぎょうせい

pp248-pp250 (2004年6月)

4) 外務省 HP “各国・地域情勢”
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>から計算

5) 国際協力事業団 国際協力総合研修所『国際協力の変革を求めて——情報通信技術の活用を目指して——』
pp91-pp92 (平成13年6月)

6) 浜田純一 「表現の自由の保障根拠」 高橋和之・大石眞編『憲法の争点 第三版』有斐閣 pp94-pp95 (1999年6月)

7) アムネスティニュースリリース「中国：インターネットでの活動が活発化するにつれ、管理統制が強化 (2004年1月28日)」

<http://www.incl.ne.jp/ktrs/aijapan/2004/0401280.htm>
(2005年9月29日確認)

8) 読売新聞 2005年9月30日東京朝刊pp12

9) 申先雨 「資料 不適格候補者の落選運動と選挙運動期間の制限」『獨協法学』58号 pp95-pp116 (2002年8月)

10) 斉藤憲司 「情報自由法の改正」『ジュリスト』1107号 pp126 (1997年3月)

11) 松井茂記 「サイバースペースと民主主義」『社会情報学フェア2005シンポジウム 情報技術と社会制度を考える』情報処理学会電子化知的財産・社会基盤研究会 pp3-pp8 (2005年9月)

12) 日本経済新聞 1998年10月20日 朝刊 pp2

13) 日本経済新聞 2005年9月3日 朝刊 pp3

14) 読売新聞 2005年9月10日 東京朝刊 PP4

15) 芦部信喜 『憲法 新版』岩波書店 pp190-pp191 (1997年3月)